

役員報酬規程

社会福祉法人 祉友会

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人祉友会定款第23条に規定する理事及び監事（以下、役員とする）の報酬等に関し、必要な事項を定める。

(報酬及び費用の額)

第2条 役員報酬は、勤務実態に応じて支給するものとし、その地位にあることのみによっては支給しない。

- 2 理事長の報酬額は、職員の給与水準を参考にする。
- 3 資格を必要とする役員報酬額は、その職業の報酬水準を参考にする。
- 4 報酬の額は別表1のとおりとする。ただし、職員として給与を受ける場合は支給しない。
- 5 報酬の額には、法人本部までの往復交通費を含むものとする。この往復交通費は、往復1kmあたり15円を掛け、この金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨て計算する。
- 6 その他費用の清算は職員の就業規則に準じ、理事長の承認を得て支払う。

(計算期間)

第3条 報酬の計算期間は、毎月1日から末日までの期間で計算する。

(法定控除)

第4条 報酬の支払に際しては、所得税等法令に定められた額を控除する。

(報酬の支払い)

第5条 理事長・監事（税理士）の報酬は、毎月末日に指定する口座へ振り込む。

- 2 理事・監事の報酬は、その都度現金で支払うことを原則とする。

(規程の変更)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の承認を必要とする。

(附則)

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

「法人役員への報酬・旅費または交通費支給規定」は平成29年3月31日限りで廃止する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表1

区分	日額	月額上限	年間上限
理事長	35,000円	210,000円	2,520,000円
理事	5,000円	20,000円	240,000円
監事	5,000円	20,000円	240,000円
監事(税理士)		76,500円	918,000円